

PwC Legal Insight (No.06/2021)

タイ個人情報保護法(PDPA)の重要事項まとめ

Issued Date: 24 May 2021

2022年6月1日に完全施行されるタイ個人情報保護法(PDPA)の重要事項をまとめました。

COVID-19の大流行がタイ国内外の事業に深刻な影響を及ぼしている事から、個人情報保護法BE2562(2019)(以下、PDPA)の完全施行はさらに1年延期されました。PDPAの発効日を2020年5月27日から2022年5月31日に延期する勅令が制定され、2021年5月27日に官報に掲載されました。これはPDPAが2022年6月1日より完全施行されることを意味します。

これは事業者にとって、PDPAの執行に向けて、準備するために必要な基本的なステップを十分に計画および導入し続ける(または開始する)良い機会を得たと考えられます。個人情報を収集、利用、および開示する事業者は、PDPAに準拠するため、以下の要点を認識する必要があります。

1. 管轄

PDPAは、国内管轄と海外管轄の両方に適用されます。すなわち、PDPAはタイで設立された事業者だけに適用されるのではなく、海外で設立された事業者が、タイからの支払いやデータ主体の行動のモニタリングの有無にかかわらず、タイのデータ主体に製品やサービスを提供する際にも適用されます。

2. 関係者

PDPAの主な関係者は次の3つです。

- データ主体 -故人および法人を除いた、個人情報によって直接または間接に特定される個人。
- データ管理者 -個人情報の収集、使用または開示に関する決定権限を持ち、責任を負う個人または法人。
- データ処理者 -データ管理者の代理、またはその指示に従い個人情報を収集、使用、または開示する個人または法人。

事業者は、データ管理者およびデータ処理者のいずれかに分類され、それぞれ異なる義務および責任を負います。したがって、事業者は、個々の個人情報の取扱いにおいて、自らの役割を認識しなければなりません。



3. 個人情報

個人情報は、生活している個人の身元を直接または間接的に、特定したり、その身元まで遡ることができる情報のことです。PDPAは、異なる処理要件や規制が課される2種類の個人情報(一般的な個人情報およびセンシティブ個人情報)を規定しています。

センシティブ個人情報は、データ主体の基本的な権利および自由に重大なリスクをもたらす可能性があります。センシティブ個人情報の例としては、人種、宗教、健康関連情報、生体認証情報、犯罪歴などがあります。データ管理者は、限定された状況で、厳格な保護を伴う場合にのみ、センシティブ個人情報を取り扱うことができます。

4. 情報処理における主要な法的根拠

データ主体の個人情報を収集、利用および開示するには、データ管理者は有効な法的根拠を有している必要があります。事業活動においては主に、(1) 同意書、(2) 契約書、(3) 正当な利益、(4) 法的義務といったものを含む法的根拠に依拠することになります。

データ管理者は、初めに最も適切な法的根拠を特定し、取扱いの目的が変更された場合には常に新たな法的根拠を提示しなければなりません。また、同意書が常に最も適切な、あるいは最も容易な法的根拠であるとは限らず、他の法的根拠に依拠できない事が明らかである場合の、代替的なデータ処理の根拠として取り扱われるべきであることを強調しておきます。これは、データ主体はいつでも同意書を取り下げる事ができ、データ管理者は、PDPAに規定されている同意要件を満たす必要があるためです。

5. データ処理の通知

データ管理者は、データ主体の個人情報を収集する前または収集時に、データ主体に通知をする義務があります。通知は、収集される情報、その取扱いの目的や法的根拠、保存期間、情報が開示される第三者、データ管理者の連絡先の詳細、およびPDPAに基づくデータ主体の権利などのプライバシー情報をデータ主体に提供するものです。

また、他のソースから個人情報を収集する場合、データ管理者は、情報を取得してから妥当的な期間(30日以内)に、データ主体にプライバシー情報を提供する必要があります。

6. 海外への情報移管

PDPAの下では、データ管理者は、現在設立途中的個人情報保護委員会(以下、委員会)によって規制される不十分な情報保護基準を持つタイ国外の国に所在する関連会社または第三者に個人情報を移転することはできません。ただし、情報移転が次のいずれかの状況に該当する場合は例外が設けられます：(1) 法律の遵守、(2) データ主体からの同意の取得、(3) データ管理者とデータ主体との間の契約の遵守、(4) データ管理者と第三者間におけるデータ主体の利益に関する契約の遵守、(5) データ主体の重要な利益の保護、または(6) 公共の利益に関する重要な任務の遂行。

7. データ保護責任者(Data Protection Officer、以下DPO)

データ管理者およびデータ処理者は、(1)大規模かつ定期的で、体系的な個人情報のモニタリングを必要とする場合、または(2)センシティブ個人情報の取扱いを伴う場合には、データ保護責任者(DPO)を任命する必要があり、DPOは内部の法令遵守を監視し、PDPAに関する助言を提供することが求められます。データ保護に関する法律、規制、慣行に精通した従業員またはサービス請負業者をDPOに任命することができると考えられます。

8. 個人情報取扱活動の記録(Record of processing activities、以下ROPA)

データ管理者およびデータ処理者は、データ主体および委員会が確認、検証を行うために、個人情報取扱活動(ROPA)の書面または電子的記録を作成し、保持しなければなりません。ROPAは、法律上の要件であるだけでなく、事業者のデータ・ガバナンスの向上と事業効率の向上にも役立つことから、重要な事項です。

9. データ主体の権利

PDPAでは、データ主体の個人情報に関する法的権利として、(1) 個人情報データへのアクセスおよびコピー取得の権利、(2) データの移植性に対する権利、(3) データ処理に異議を申立てる権利、(4) データを消去する権利、(5) データ処理を制限する権利、(6) データを是正する権利、(7) 苦情を申し立てる権利、(8) 同意を撤回する権利が規定されています。ただし、データ管理者がデータ主体の権利行使の要請を拒否することができる例外があるため、上記すべてのデータ主体の権利が唯一かつ絶対的なものではないことに注意が必要です。

10. 罰則

PDPAに違反した場合、最大500万タイバーツの罰金を伴う懲罰的損害賠償を含む民事責任が生じる可能性があります。さらに、1年以下の懲役もしくは最大100万タイバーツの罰金、またはその両方を含む刑事罰が生じることもあります。会社の取締役、管理職、またはその他責任者は、違反の責任を負う可能性があります。

11. PDPA延期の影響

データ管理者は、2022年5月31日まで、PDPAにおける義務が一時的に免除されますが、デジタル経済社会省からの通知に定められた許容基準により、収集された個人情報のセキュリティ対策を準備し、実施することが現在も求められています。

データ保護は、単なる法的要件ではなく、事業者が顧客やビジネス・パートナー、従業員および投資家との信頼を築くための機会でもあります。PDPAを完全に遵守し、将来のリスクを軽減するため、事業者は専門的な法律相談を受ける事が推奨されます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Vunnipa Ruamrangsi
Thanakorn Busarasopitkul
Korapat Sukhummek
Piniti Chomsavas

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

加藤 夏樹
(0 2844 1268/Mobile:06 5936 6202)
natsuki.k.kato@pwc.com

小島 大佑
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)
daisuke.k.kojima@pwc.com

名賀石 樹
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)
tatsuki.nakaishi@pwc.com

松永 大輔
(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)
daisuke.m.matsunaga@pwc.com

木村 洋平
(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)
yohei.a.kimura@pwc.com

原 亜記子
(0 2844 2125/Mobile: 08 02739102)
akiko.hara@pwc.com

川又 麻美
(0 2844 1321)
asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。